

諮問番号：諮問第9号

答申番号：答申第9号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長が審査請求人に対して行った平成28年4月18日付け保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。入院給付金等が支払われた医療保険については、審査請求人の子である審査請求人の代理人（以下「代理人」という。）が保険料を納めていたものであり、保険金についても代理人が受領している。なお、生活保護受給開始時、医療保険の取扱いについて一度も説明がなく、2年半経ってからまとめて返還を求められたことに納得がいかない。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は適正に行われたものであり違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務であり、法令のほか、法定受託事務の処理基準として示されている「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等に基づいて執行される。このため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令、次官通知等に沿って適正に行われたかということにある。

本件処分に当たり、処分庁は、入院給付金及び遅延利息（以下「入院給付金等」という。）の支払事実を確認後、次官通知に沿って、当該入院給付金等を収入として認定し、

返還額を決定している。

審査請求人の承継人（以下「承継人」という。）は、審査請求人の医療保険について、保険料の支払者及び入院給付金等の受取人は代理人であること、入院給付金等の収入認定について代理人に説明がなかった旨を主張している。

しかし、入院給付金等の性格上、それは被保険者である審査請求人に対して支払われたものと認めざるを得ない。また、被保護者には法第 61 条により収入の変動を届け出る義務があるほか、入院給付金等を受け取った場合の届出について処分庁が審査請求人に対して文書で指導を行っていることから、処分庁が代理人に入院給付金等の収入認定に係る事前説明をしなかったことをもって、本件処分を違法又は不当であると判断することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 28 年 11 月 17 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 12 月 26 日及び平成 29 年 1 月 23 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審理員意見書にあるとおり、本件処分が法令及び法定受託事務の処理基準として示されている次官通知等に沿って適正に行われたかということにある。

本件処分に当たり、処分庁は、入院給付金等の支払事実を確認後、次官通知に沿って、当該入院給付金等を収入として認定し、返還額を決定している。

審査請求人及び承継人は、審査請求人の医療保険について、保険料の支払者及び入院給付金等の受取人は代理人であること、入院給付金等の収入認定について代理人に説明がなかった旨を主張している。

しかし、入院給付金等の性格上、入院給付金等は被保険者である審査請求人に対して

支払われたものと認めざるを得ず、入院給付金等の受取人が代理人であることを理由に本件処分の取消しを求める審査請求人の主張を採用することはできない。

また、入院給付金等を受け取った場合、収入認定されること、法第 61 条に基づく届出が必要となること、当該届出を行わなかったときには保護費の返還を求めることがあり得ることについて、処分庁は審査請求人及び審査請求人と同一世帯に属して保護を受給していた承継人に対して文書で説明を行っている。このことを踏まえると、処分庁が代理人に入院給付金等の収入認定に係る事前説明をしなかったことをもって、本件処分を違法又は不当であると判断することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子